同条第六十五項とし、同条第五十五項中「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十四項中「第五十一項」を「第六十項」に、「第五十項前段」を「第五十九項前段」に、「第五十二項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十三項中「第五十一項」を「第六十項」に、「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十二項を同条第六十一項とし、同条第五十一項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第五十五項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十九項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項中「第四十六項本文」を「第五十五項本文」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十八項」を「第五十七項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十九項」を「第五十八項」に、「第六十一項」を「第七十項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第五十四項とし、同条第四十三項中「第四十項若しくは第四十一項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項中「第四十四項」を「第五十四項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を加え、「場合又は」を「場合（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）」に、「には」を「（同法第七十五条の二第十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項」を「第四十項（第四十一項（第四十二項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「、同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四項」に、「第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「、同法第六十六条の七第五項」を「、同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に